

議案第46号

平成31年度藤岡市国民健康保険鬼石病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度藤岡市国民健康保険鬼石病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数		99 床
(2) 年間患者数		
入 院	一般病床	18,250 人
	療養病床	15,695 人
外 来		21,900 人
(3) 一日平均患者数		
入 院	一般病床	50 人
	療養病床	43 人
外 来		75 人
(4) 主な建設改良事業		
器械備品購入費		34,689 千円
リース債務支払費		1,372 千円
工事請負費		5,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益		1,260,303 千円	
第1項 医業収益		1,048,986 千円	
第2項 医業外収益		186,091 千円	
第3項 特別利益		2 千円	
第4項 訪問看護ステーション収益		25,224 千円	

	支	出	
第1款 病院事業費用		1,307,595 千円	
第1項 医業費用		1,253,518 千円	
第2項 医業外費用		18,513 千円	
第3項 特別損失		502 千円	
第4項 訪問看護ステーション費用		34,062 千円	
第5項 予備費		1,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額25,103千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額86千円、過年度分損益勘定留保資金25,017千円で補てんするものとする。)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	66,711千円	第1款 資本的支出	91,814千円
第1項 企業債	15,900千円	第1項 建設改良費	41,061千円
第2項 他会計補助金	50,810千円	第2項 企業債償還金	50,753千円
第3項 固定資産売却代金	1千円		

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
器械備品購入	13,400千円	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金・地方公共団体金融機構及び銀行その他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし企業財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
病院設備改修工事	2,500千円			
計	15,900千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

病院事業費用の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 880,869 千円 |
| (2) 交際費 | 200 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からこの会計へ補助する金額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 収益的収入補助 | 99,734 千円 |
| (2) 資本的収入補助 | 50,810 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は50,549千円と定める。

平成31年2月25日提出

平成31年3月14日可決

藤岡市長 新井雅博